

## 静岡県告示第648号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中「島田掛川信用金庫小笠東支店」を削る。

2の(2)のアの表スルガ銀行株式会社静岡支店の項所在地の欄中「呉服町二丁目1番地の5」を「七間町6番地の1」に改め、同項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中「スルガ銀行伝馬町支店」を削る。

2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社伝馬町支店の項を削り、同表スルガ銀行株式会社横浜戸塚支店の項所在地の欄中「114番地」を「4100番地ロ号」に改める。

2の(3)のエの表島田掛川信用金庫小笠東支店の項を削る。

### 附 則

この告示は、次の各号に規定する日から施行する。ただし、2の(2)のアの表及び2の(2)のエの表（スルガ銀行株式会社伝馬町支店に係る部分に限る。）の改正規定は、公示の日から施行し、改正後の静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定は、令和3年6月28日から適用する。

(1) 2の(1)のアの表及び2の(3)のエの表の改正規定 令和3年8月6日

(2) 2の(2)のエの表の改正規定（スルガ銀行株式会社横浜戸塚支店に係る部分に限る。） 令和3年8月2日